

第22期 第9回 筑前海区漁業調整委員会議事概要

1. 日 時 令和4年6月21日(火) 13:48~14:37

2. 場 所 福岡県庁 漁業調整委員会室(福岡市博多区東公園7番7号)

3. 出席者

筑前海区漁業調整委員会 委員 9名

4. 臨席者

福岡県農林水産部水産局漁業管理課	4名
福岡県農林水産部水産局水産振興課	1名
筑前海区漁業調整委員会事務局	3名
福岡県水産海洋技術センター	1名
福岡県漁業協同組合連合会	1名

5. 議題及び議決内容

(1) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定及び変更について(諮問)

(説明)

水産振興課から資料1に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員: まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の現行水準の目安数量が423トンとなっているが、昨年と比べて変わっているか。

水産振興課: 減少していたと考える。

(審議結果)

原案のとおり数量で答申することとなった。

(2) 令和4年下期土石採取計画について(協議)

(説明)

漁業管理課から資料2に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(審議結果)

漁業に対する影響を最小限にするように十分留意していただきたいという意見をつけて承認することとなった。

(3) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について(協議)

(説明)

事務局から資料3に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員: 今年度の要望事項はずいぶん前から提案しているが、今後も同じように毎年要望を続けていくのか。

漁業管理課: 要望項目に対して国から回答が得られていなかったり、対応がまだとられていないことなどから、引き続き要望する必要があると考えている。

(審議結果)

原案のとおり要望することを決定した

(4) 筑前海区漁業調整委員会指示第197号にかかる違反について（協議）

（説明）

事務局から追加資料1-1に基づき、また漁業管理課から福岡市西区西浦沖の長間礁で浮きを利用した釣りを行っていた委員会指示違反について説明がなされた。

（主な審議や意見）

委員：知事命令を出すよう、福岡県知事に申請すべき。

（審議結果）

福岡県知事に対し、知事命令を出すよう申請することを決定した。

(5) その他

特になし。